

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により久喜市から久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕